

業務監査報告書

(自 平成 23 年 1 月 1 日)
(至 平成 23 年 12 月 31 日)

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

平成24年5月11日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

理 事 長 郡 島 孝 殿

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

社 員 公 認 会 計 士 鈴 木



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務及び法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号の業務（以下「第3号業務」という。）並びに法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下「情報管理部」という。）の業務監査を、業務実態と貴法人と打合せをして定めた手続との整合性を報告する「調査」として実施いたしましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

業務監査につきましては、貴法人においては法第94条に定める「資金管理業務規程」第30条にて監査法人により実施されるものとされ、貴法人の内部監査規程の第4条 監査の種類の規定において、「業務監査とは、各部門の業務運営が法令、定款及び本財団内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であるかを監査するものとする。」と定められています。一方、財務諸表監査のように一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準のような実施基準等が業務監査については存在しないため、貴法人から委託を受けた「業務監査」を保証業務としてではなく、貴法人ご了解のうえ「業務監査」に関連した「調査」として実施し、当該調査結果を「業務監査報告書」としてご報告することといたしました。

なお、調査範囲や貴法人と打合せをして定めた手続は、事前に貴法人関係部署各位と打合せを行い決定しています。

また、当監査法人が実施した調査は、貴法人の業務を網羅的に調査したものではなく、調査する手続の範囲を拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性があります。

なお、本報告書は、貴法人の内部管理に利用する目的及び資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会への報告目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の調査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

I. 調査の概要	1
1. 調査実施概要	1
(1) 業務監査と当該調査の関係と目的について	1
(2) 調査の範囲及び方法	1
2. 調査の対象	1
3. 調査の方法	2
4. 調査の対象期間	2
5. 調査の実施期間	2
II. 調査結果	3
(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査	3
(2) 支 払	1 1
(3) 資金運用の調査	2 4
(4) 資金管理法（資金管理センター）の一般管理に係る調査	2 7
(5) 再資源化支援部の調査	3 0
(6) 情報管理部の調査	3 3

I. 調査の概要

1. 調査実施概要

(1) 業務監査と当該調査の関係と目的について

業務監査は、法第94条に定める「資金管理業務規程」第30条において監査法人により実施されるものとされ、貴法人の内部監査規程の第4条 監査の種類の規定において、「業務監査とは、各部門の業務運営が法令、定款及び本財団内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であるかを監査するものとする。」と定められている。

一方、財務諸表監査のように一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準のような、権威ある団体により公表された実施基準等が業務監査については存在しないため、貴法人から委託を受けた「業務監査」を保証業務としてではなく、貴法人ご了解のうえ「業務監査」に関連した「調査」として実施し、当該調査結果を「業務監査報告書」としてご報告することとした。

資金管理業務諮問委員会で説明されている監査体制の中の業務監査において、外部委託する業務監査の範囲については、「個別に監査法人と打合せの必要がある。」とされていることから、調査範囲や貴法人と打合せをして定めた手続は、事前に貴法人関係部署各位と打合せを行い決定している。

なお、当監査法人が実施した本調査は、貴法人の業務を網羅的に調査したものではなく、調査する手続の範囲を拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

(2) 調査の範囲及び方法

資金管理センターでの収受・運用・支払業務及び一般管理等及び再資源化支援部での第3号業務並びに情報管理部の業務について、調査の各対象期間の調査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うと共に、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2. 調査の対象

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部。

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターも調査対象外である。

3. 調査の方法

調査実施に当たって事前に、貴法人と当監査法人がその調査内容について協議し、相互に了解された調査対象、調査項目に対して貴法人と打合せをして定めた手続を実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、貴法人と打合せをして定めた手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行っている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4. 調査の対象期間

平成23年1月1日から平成23年12月31日

5. 調査の実施期間

平成23年12月12日から平成24年4月27日

<利用に当たっての留意事項>

本報告書の調査は、契約の委嘱者と受嘱者の当事者間において、調査内容について協議し、相互に了解した調査対象範囲、調査項目について貴法人と打合せをして定めた手続を実施したものであり、資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部のすべての業務を対象としたものではなく、調査対象とした業務についても、業務の適切性や信頼性についていかなる保証を与えるものではない。

また、本報告書の調査結果に記載された内容は、何らかの規準に照らして判断したのではなく貴法人と打合せをして定めた手続を実施した結果を記載したものであり、結論の表明を行っているものではない。

なお、本報告書は、貴法人の内部管理に利用する目的及び資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会への報告目的として作成されたものであり、この報告目的以外に利用された場合に生じる結果に対して当監査法人はいかなる責任を負うものではない。

Ⅱ. 調査結果

(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査

<預託金の收受>

① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの調査

<手続>

【自動車メーカー・インポーター経由（新車時預託）】

- 預託金の入金累計と仕訳票（メーカー収納）とをサンプルについて照合し、違算について、自動車メーカー・インポーター等への照会が業務マニュアル（再資源化預託金等・資金管理料金の入金管理マニュアル）に準拠して行われていることをサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていることをサンプルについて確かめる。

【並行輸入（新車時預託）】

- 預託金の入金累計と仕訳票（振込票郵送型収納）とをサンプルについて照合し、違算について、並行輸入業者等への照会が業務マニュアル（再資源化預託金等・資金管理料金の入金管理マニュアル）に準拠して行われていることをサンプルについて確かめる。

【口座引落収納（引取時預託）】

- 預託金の入金額と仕訳票（口座引落収納）をサンプルについて照合し、差異についてその原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消込みされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ収納・SPC（引取時預託）】

- 預託金の入金額と仕訳票（SPC収納）をサンプルについて照合し、差異についてその原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消込みされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ収納・セブンイレブン（引取時預託）】

- 預託金の入金額と仕訳票（セブンイレブン収納）をサンプルについて照合し、差異についてその原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消込みされていることをサンプルについて確かめる。

【郵便局収納（引取時預託）】

- 預託金の入金額と仕訳票（ゆうちょ銀行の収納）をサンプルについて照合し、差異についてその原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消込みされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

【自動車メーカー・インポーター経由（新車時預託）】

- 平成23年1月から12月のリサイクル料金の入金について、メーカー収納入金確定情報と預金明細表とを12件のサンプルを抽出して照合した結果、1件を除き一致していた。
- 不一致となった1件のサンプルの差異原因は「メーカー収納入金確定情報」に記載されており、当該記載内容及び担当者へのヒアリングにより督促を要するものあるいは追加の会計処理を要するものではないとの回答を得た。
- リサイクル料金の1ヶ月の入金累計について、仕訳票（メーカー収納）の入金予定額合計とメーカー収納入金明細のリサイクル料金の合計金額とを1月から12月までの各月について照合した結果、8月について双方の金額が一致しなかった。この違算は、月次で「メーカー収納 入金確定情報〇月預託分」に基づいて違算内容が把握され、修正されていた。また、違算の原因は「リサイクル料金返還管理表」に記載されていた。

平成23年1月から12月の入金予定日と実際の入金日に差異のあるものについて内容を把握し、経理係の対応を記載した「メーカー収納 入金確定情報2010年度 2011年度」を閲覧した結果、期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていた。

【並行輸入（新車時預託）】

- 平成23年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知書、入金明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、すべて一致した。
- 平成23年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票（払込票郵送型収納）と照合した結果、すべて一致した。

【口座引落収納（引取時預託）】

- 平成23年1月から12月のリサイクル料金の入金について、会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知を12件のサンプルを抽出して照合した結果、すべて一致した。
- 12件のサンプルについて、預託金の入金額と仕訳票（口座引落収納）とを照合した結果、すべて一致した。
- 上記のサンプルとは別に、年末年始の関係で12,805円（2件合算）をJARCで個別請求した案件があったが、平成24年3月末までにすべて入金されていた。

【コンビニ収納・SPC（引取時預託）】

- 平成23年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、すべて一致した。
- 12件のサンプルについて、預託金の入金額と仕訳票（SPC収納）の金額が一致していた。

【コンビニ収納・セブンイレブン（引取時預託）】

- 平成23年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、すべて一致した。
- 12件のサンプルについて預託金の入金額が仕訳票（セブンイレブン収納）の金額と一致していた。

【郵便局収納（引取時預託）】

- 平成23年1月から12月の期間におけるリサイクル料金の入金額について会計伝票、郵便振替受払通知票、郵便局収納明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、すべて一致した。
- 平成23年1月から12月の期間における預託金の入金額と仕訳票（郵便局収納）を照合し

た結果、すべて一致した。

② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの調査

<手 続>

- 平成23年1月から12月の期間における収納代行業者からの引落が不可となった情報について、未収金管理表に基づきオリコへメール等により伝達されていることをサンプルについて確かめる。
- 督促により入金があった場合、ゆうちょ銀行振込についてはオリコ入金消込表と払込取扱票を照合する。コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書（コンビニ用）を照合する。
- 入金がない場合、未入金一覧リストを管理しているかをサンプルについて確かめる。
- オリコの振込用紙に記載された支払期日までに入金がなかった場合、リサイクルシステムの預託機能の利用停止措置がとられていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の期間における収納代行業者からの引落が不可となった情報から12件をサンプル抽出し、未収金管理表に基づき2回目引落NG事業者についてはオリコへ伝達するためのデータが作成されていた。
- 督促により入金があったものについて12件サンプルを抽出し、ゆうちょ銀行振込についてはオリコ入金消込表と払込取扱票、コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書（コンビニ用）、JCB再引落についてはJCBからの入金に関する振替データ（JCBからJARCへ）、口座入金については三井住友銀行のご利用明細をそれぞれ照合した結果、すべて一致した。
- 入金がない3件のサンプルについて調査した結果、「未入金一覧リスト」及び月次で作成している「未回収債権回収の状況」に記載され、入金されるまで追跡管理されていた。
- 平成23年1月から12月までの期間で、預託機能の利用停止措置がとられた事例はないことを「未回収債権回収の状況」にて確認した。

③ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの調査

【自治体】

<手続>

- 平成23年1月から12月の申込者（自治体）について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることをサンプルについて確かめる。
- 自治体からの申請後2ヶ月以内に入金がなされていることを上記のサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金のない場合に当該自治体へ督促が行われていることを上記のサンプルについて確かめる。
- 預託申請額と入金額に不一致が生じたものについて、督促が行われていることを確かめる。
- 平成23年1月から12月について、コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、申し込みデータを登録し引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ遅滞なく（受付日から4日前後で）送付していることを、資金管理センターがモニターしており、必要に応じて指導する等により管理・監督していることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 自治体入金管理表V1における平成23年1月から12月までの各月の預託から1件ずつ（計12件）サンプルを抽出し、放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。
- 上記サンプル中に、自治体からの申請後2ヶ月以内に入金されていないケースが5件含まれていた。入金が遅延した理由を担当者に確認したところ、すべて自治体側の原因により入金が遅延した事例であった。
- 期限までに入金がなかった上記5件については、当該自治体への督促が行われていた。
- 自治体未収入金の管理は、自治体入金管理表V1により行われていると担当者から説明を受けた。各月の未収入金－自治体の総勘定元帳残高と自治体入金管理表V1を集計した残高は一致していた。
- 上記のサンプル12件は、預託申請額と入金額とがすべて一致していた。

- 上記12件のサンプルについて預託申請後、遅滞なく（受付日から4日前後で）引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ送付していることを確認した結果、3件について受付日から4週間以上経過して発送していた。いずれも、JARCは自治体に対し問合せ及び回答督促を行っており、問合せに対する自治体からの回答が遅れたためであると担当者から説明を受けた。
- 資金管理センターによるコンタクトセンターのモニター状況については、＜コンタクトセンターの管理＞参照。

【防 衛 省】《隔年実施：当期調査対象外》

< 預託申請取消等 >

- ④ 事業者による預託申請取消案件の適正処理《隔年実施：当期調査対象》

< 手 続 >

- 平成23年1月から12月のゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、リサイクルシステムから郵便局収納返金対象金額情報と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票と共に管理者が承認していることをサンプルについて確かめる。
- ゆうちょ銀行経由での返金について、管理者による承認が行われていることをサンプルについて確かめる。

< 調査結果 >

- 平成23年1月から12月のゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、各月合計12件のサンプルを抽出して調査した結果、郵便振替払出書が出力され、管理者により郵便局収納返金対象金額情報及び会計伝票の承認が行われていた。
- サンプル取引について、郵便局収納預託金返金エクセルシートにおいて、管理者による承認がそれぞれ行われていた。

⑤ 誤預託に伴う預託取消案件の適正処理

<手 続>

- 平成23年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 申請者からの返金申請書及びその添付書類（リサイクル券等）の内容確認
 - ・ システムの取消エビデンス
 - ・ 管理者の承認手続

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、12件のサンプルを抽出して調査した結果、申請者からのリサイクル料金返金申請書と添付書類（リサイクル券等）、システムの取消エビデンス（Rシステム／入金情報登録／取消のハードコピー）の内容を確認のうえ、手続が行われていた。
- サンプル取引において、リサイクル料金返金申請書及び誤預託金管理票において、管理者による承認がそれぞれ行われていた。

⑥ 自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金修正及び返金案件の適正処理

<手 続>

- 平成23年1月から12月の装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 自動車メーカー等からの申請書及びその添付書類の内容確認
 - ・ システムの取消エビデンス
 - ・ 管理者の承認手続

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金について、10件のサンプルを抽出して調査した結果、自動車メーカー等からの申請

書及びその添付書類、システムの取消エビデンス（リサイクル料金訂正兼返金仮申請リスト）及び誤預託金管理票の内容を確認し、収納あるいは返金の手続が行われていた。

- サンプル取引における、リサイクル料金返金申請書及び誤預託金管理票において、管理者による承認がそれぞれ行われていた。

⑦ コンビニでの誤入金に伴う返金案件の適正処理

<手続>

- 平成23年1月から12月の誤入金に伴う返金について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - 申請者からの返金申請書及びその添付書類（コンビニ領収書）の内容確認
 - 管理者の承認手続

<調査結果>

- 平成23年1月から12月のコンビニでの誤入金に伴う返金案件について、6件のサンプルを抽出して調査した結果、申請者からのリサイクル料金返金申請書、その添付書類及び誤預託金管理票の内容を確認し、返金等の手続が行われていた。
- サンプル取引における、リサイクル料金返金申請書及び誤預託金管理票において、管理者による承認がそれぞれ行われていた。

⑧ 誤預託等に伴う差異の適正処理

<手続>

- 平成23年1月から12月の総勘定元帳・未収入金一別登録勘定の残高と未収入金一別登録明細表の残高が一致していることを確かめる。

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の総勘定元帳・未収入金一別登録・取消勘定の残高と未収入金一別登録明細表の残高を照合した結果、すべて一致した。

(2) 支 払

<リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡>

① エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの調査

<手 続>

- 平成23年1月から12月の再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム（以下「システム」という。）から出力される払渡通知書及び一般社団法人自動車再資源化協力機構からの請求書に基づいて資金管理センターから自動車製造業者等へなされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の再資源化等預託金の払渡について、システムから出力される仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）とシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果及び再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果の金額がすべて一致していた。また、これらの仕訳票等についても部長の承認が行われていた。
- システムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧から各月1件ずつサンプルを抽出し調査した結果、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化等預託金の払渡金額通知書、再資源化等預託金の払渡金額請求書及び振込明細データとすべて一致していた。支払について抽出したサンプル12件について、振込明細データに部長の承認印が押印されていた。

<情報管理料金の情報管理部への払渡>

② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの調査<隔年実施：当期調査対象外>

< 特定再資源化預託金等の出えん等 >

③ 特定再資源化預託金等の出えん等業務プロセスの調査

< 手 続 >

- 平成23年1月から12月の特定再資源化預託金等の発生状況を記載し資金管理センター関係者へ報告していることをサンプルについて確かめる。
- 平成23年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん等が、以下の所定の手続により行われていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 資金管理センター（資金管理業務）における充当並びに再資源化支援部（離島対策等支援事業）及び情報管理部（情報管理業務）に対する出えんについて、離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、理事会での審議等を経て主務大臣の承認
 - ・ 資金管理センターにおける特定再資源化預託金等の資金移動及び当該特定再資源化預託金等の資金管理業務に要する費用への充当
 - ・ 再資源化支援部及び情報管理部への特定再資源化預託金等の出えん金額等の通知及び当該特定再資源化預託金等の指定口座への送金

< 調査結果 >

- 特定再資源化預託金等の発生状況について、資金管理センター財務計画係から関係部署（情報管理部及び再資源化支援部）への報告は、リサイクルシステム運用委員会（1回／月開催）にて実施されている。リサイクルシステム運用委員会資料「資金管理センター実績報告」（2011年4月度 月報）（3月末残高）（2011年7月度 月報）（6月末残高）（2011年10月度 月報）（9月末残高）（2012年1月度 月報）（12月末残高）を閲覧した結果「特預金（特定再資源化預託金等）残高推移」が報告されていた。
- 資金管理センター（資金管理業務）における充当について、第40回資金管理業務諮問委員会（平成23年3月9日開催 案のとおり承認）、第7回理事会（平成23年3月17日）の議事録（予算の承認として）を閲覧した結果、審議・承認、決議が行われていた。また、第43回資金管理業務諮問委員会（平成23年9月20日）、第12回理事会（平成22年9月30日）の議事録を閲覧した結果、審議・承認、決議が行われていた。

再資源化支援部（離島対策等支援事業）に対する出えんについて、第18回離島対策等検討会（平成22年11月24日）、第40回資金管理業務諮問委員会（平成23年3月9日開催案のとおり承認）、第7回理事会（平成23年3月17日）の議事録（予算の承認として）を閲覧した結果、審議・承認、決議が行われていた。

情報管理部（情報管理業務）に対する出えんについて、第40回資金管理業務諮問委員会（平成23年3月9日開催案のとおり承認）、第7回理事会（平成23年3月17日）の議事録（予算の承認として）を閲覧した結果、審議・承認、決議が行われていた。また、第43回資金管理業務諮問委員会（平成23年9月20日）、第12回理事会（平成22年9月30日）の議事録を閲覧し、審議・承認、決議が行われていた。

これらの主務大臣の承認について、「特定再資源化預託金等の出えん等の承認申請書」（JARC資金第11-1号 平成23年5月24日、JARC資金第11-07号 平成23年10月28日）及び当該申請のための「稟議書」（件名 特定再資源預託金等の出えん等の主務大臣への承認申請について起案番号FM-A-11-008 決裁日平成23年5月23日決裁者理事長、起案番号FM-A-11-031 決裁日平成23年10月27日決裁者理事長）、並びに「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」（環境企発第110603004号 平成23年6月3日 環境企発第111117004号 平成23年12月2日）を閲覧した結果、特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書が経済産業大臣及び環境大臣に提出され、大臣承認が行われていた。

- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された充当について、資金管理センター企画課長から資金管理センター経理課長へ「特定再資源化預託金等の充当について」（平成23年6月6日、平成23年12月6日）と題された通知書が送付されていた。また、この通知書の充当金額が「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」に記載されている充当金額に一致していた。
- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された出えんについて、資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部へ「出えん通知書」（JARC資金第11-02号、03号 平成23年6月6日 JARC資金第11-08号 平成23年12月6日）稟議書決裁（部長決裁、FM-D-11-009 決裁日平成23年6月6日・FM-D-11-041 決裁日平成23年12月6日）のもと送付されていた。また、この出えん通知書に記載された出えん金額が「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額に一致していた。

資金管理センター内の資金移動分については、「特定再資源化預託金等の充当について」（平成23年6月6日、平成23年12月6日）により資金移動の依頼をかけている金額

と「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額は一致していた。

- 資金管理センターにおける資金移動、並びに資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部への資金移動に係る預金払戻請求書及び振込依頼書のコピーを閲覧した結果、これらが、管理者の承認のもと行われていることを確かめた（稟議書 件名 特定再資源化預託金等の出えん等の承認に伴う資金移動及び振込について 決裁者部長 起案番号FM-D-11-010 決裁日平成23年6月8日、起案番号FM-D-11-042 決裁日平成23年12月6日）。

<資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性>

④ 業務プロセスの調査

<手続>

- 平成23年1月から12月の資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する仕組みが構築されていることを確かめる。
- 平成23年1月から12月の他法人（指定法人を含む。）との次の共通費用が関係者（法人間調整会議）で合意された基準で按分されて支払われていることを下記の費用について確かめる。
 - ・ 外部ネットワーク運営費
 - ・ システム・改修保守費用
 - ・ データセンター運営費

<調査結果>

- 担当者に対する質問により、二重払いの防止については、以下のように手続しているとの回答を得た。

請求書の内容を確認する際には、物品の場合には検収印の押印された納品書、それ以外の業務については先方からの通知等内容の分かるものを請求書に添付している。更に、当該、請求書と添付された納品書等を確認のうえ、担当課長が承認している。経理課にて回収後、「請求書管理表」に転記された請求書については処理済印を押印している。

担当者に対する質問により、支払処理の網羅性については以下のように手続をしているとの回答を得た。

支払漏れを防止するために回収した請求書より「請求書管理表」を作成し、請求書と照合を実施、経理課長の承認を得ている。更に当該請求書管理表から、振替伝票、総合振込用のデータ「振込明細データ」を作成し、「振込明細データ」は経理課長の承認を行っている。

- 1月末支払分から12月末支払分の請求書の綴りを査閲した結果、納品書等の資料が添付され、「請求管理表」が経理課長の承認をすべて得ていた。また、「請求管理表」の合計額と振込明細データの金額がすべて一致していた。

法人間調整会議議事録及び支払内訳（サンプルとして3月、8月支払分）を閲覧した結果、1月から12月の外部ネットワーク運営費について、平成21年10月21日付けの法人間調整会議において金額が合意されていた（平成21年10月21日法人間調整会議において、2010年4月から2013年3月までの3年間の金額を固定で定めている。）。

法人間調整会議議事録及び支払明細（サンプルとして3月支払分）を閲覧した結果、1月から3月のシステム・改修保守費用及びデータセンター運営費について、平成21年10月28日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていた。

法人間調整会議議事録及び支払明細（サンプルとして8月分）を閲覧した結果、4月から12月のシステム・改修保守費用及びデータセンター運営費について、平成22年10月27日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていた。

<費用按分>

⑤ 特定費用の按分計上

<手続>

平成23年1月から12月の資金管理料金の下記の費用について、費用按分が次の基準に基づいて行われていることをサンプルについて確かめる。

- リサイクル料金等収納手数料（「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に按分）
 - ア) 「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分は新車購入時預託関連費負担
 - イ) 郵便局収納の引取分は引取時預託関連費負担

ウ) セブンイレブン収納分は、件数実績により新車購入時預託関連費と引取時預託関連費に按分

エ) SPC収納分は、件数実績により新車購入時預託関連費と引取時預託関連費に按分

オ) JCB収納分は引取時預託関連費負担

- 登録情報等取得費を、リサイクルシステムの国交省登録情報取得件数集計表の登録区分にある各件数の実績全体に占める構成比率をもとに、「新車購入時預託関連費」と変更情報「その他の事業費」及び輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」に按分

ア) 「新車購入時預託関連費」は、登録区分の「新規」を新車情報件数として按分

イ) 変更情報「その他の事業費」は、登録区分の「滅失、用途廃止、所有者不明」、「登録番号、車体番号変更」及び「取消」の総和を変更情報件数として按分

ウ) 輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」は、登録区分の「本抹消」を輸出情報件数として按分

<調査結果>

- リサイクル料金等収納手数料のうち「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分について、4件のサンプル（平成23年3月10日、平成23年6月24日、平成23年9月2日、平成23年12月29日）について、振替受払通知票、仕訳票、総勘定元帳を査閲した結果、リサイクル料金等収納手数料の全額が、新車購入時預託関連費及び事業費－新車購入時預託関連費－リサイクル料金等収納手数料－収納手数料（払込票郵送型収納）として計上されていた。

- リサイクル料金等収納手数料のうち郵便局収納の引取分より4件のサンプル（平成23年1月7日、平成23年5月12日、平成23年8月22日、平成23年11月30日）を抽出し、振替受払通知票、仕訳票、総勘定元帳を閲覧した結果、リサイクル料金等収納手数料の全額が、引取時預託関連費及び事業費－引取時預託関連費－リサイクル料金等収納手数料（郵便局収納）として計上されていた。

リサイクル料金等収納手数料のうちセブンイレブン収納分より4件のサンプル（平成23年2月分、平成23年5月分、平成23年8月分、平成23年11月分）を抽出し、仕訳票（セブンイレブン収納）セブンイレブン集計表及び明細情報、手数料相殺表兼振込連絡表表示、収納手数料（セブンイレブン収納）振替按分資料、総勘定元帳を閲覧した結

果、リサイクル料金等収納手数料の全額を件数実績により按分し、「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に計上されていた。

リサイクル料金等収納手数料のうちSPC収納分よりサンプルを4件（平成23年3月分、平成23年6月分、平成23年9月分、平成23年12月分）抽出し、仕訳票（SPC収納）、Smart Pit精算書、SPC収納明細情報、収納手数料（SPC収納）振替按分資料、総勘定元帳を閲覧した結果、リサイクル料金等収納手数料の全額を件数実績により按分し、「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に計上されていた。

- リサイクル料金等収納手数料のうちJCB収納分より、サンプルを4件（各日引落分：平成23年2月28日、平成23年4月11日、平成23年7月11日、平成23年11月28日）抽出し、仕訳票、JCBからのお振込通知書、総勘定元帳を閲覧した結果、リサイクル料金等収納手数料の全額が、引取時預託リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- 登録情報等取得費について、平成23年1月分、5月分、9月分及び12月分に係る「自検協・軽検協 按分表」（エクセルで作成した計算シート）の計算手続を確認した結果、リサイクルシステムから出力される登録自動車（「リサイクルシステムのモニタリング台数」）に基づいて算出された新規台数及び変更台数、輸出台数の比率をもって、「新車購入時預託関連費」は登録区分の「新規」を新車情報件数として按分し、変更情報「その他の事業費」は登録区分の「滅失、用途廃止、所有者不明」、「登録番号、車体番号変更」及び「取消」の総和を変更情報件数として按分し、輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」（1月分は、「その他支出」）は、登録区分の「本抹消」を輸出情報件数として按分されていた。また、(財)自動車検査登録情報協会及び軽自動車検査協会から送付される請求書と上記按分資料の請求額は一致していた。

<コンタクトセンターの管理>

⑥ 日常の事務処理（コンタクトセンターの管理）

<手 続>

- 平成23年1月から12月のコンタクトセンターの下記業務について資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる（資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導することを含む。）。
- 報告内容・頻度、問題発生時の対応等の業務基準が設定されていることを確かめる。
- 業務基準の遵守・実施状況が定期的に確認されていることを確かめる。
- コールセンターからのエスカレーションに対する対応状況を確認する。

<調査結果>

- 業務マニュアル 基本編「第5章 コンタクトセンター等への委託業務」及び業務マニュアル 詳細編「第5編 コンタクトセンター等への委託業務」を査閲した結果、業務報告の頻度、問題発生時の対応についての記載があった。
- コンタクトセンターの管理・監督状況について、資金管理センター業務課の担当者へ質問した結果、毎日、コンタクトセンターから日次報告ファイルの提出を受け、案件及びこれに対する回答内容について確認し、問題や改善事項があれば、適宜、指摘・指導を行っている旨の説明を受けた。

また、毎月1回コンタクトセンターの担当者が資金管理センターに来て報告会を開催し情報交換をしており、また原則として毎月1回はコンタクトセンターを訪問し、進捗状況の確認と必要書類（申請書等）の管理状況の把握を行っているとの説明を受けた。

上記の日々の管理状況の説明に合わせて、コンタクトセンターの日次報告ファイルの提出状況を、担当者の受信メールフォルダを閲覧し、また、業者の変更前後の任意の月（8月、12月）の報告ファイルの記載内容を閲覧した結果、担当者の説明どおりの運用がされていた。

「自動車リサイクルシステムコンタクトセンター資金管理対応G稼働報告」（運用委員会資料）、「CC料金設定業務対象車両区分別処理実績（台数）」・「CC料金設定業務区分別処理実績（件数）」の3月及び11月分を査閲すると共に、資金管理センター業務

課の担当者に質問した結果、担当者がコンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行っている旨の説明を受けた。

- エスカレーション対応の状況を、12件のサンプル（平成23年1月から12月までの各月から任意に1件ずつをサンプルした。）について「エスカレーション受付票」の記載を確認したところ、3営業日以内には、回答されていた。なお、回答期限については業務マニュアルで具体的に規定されているものではないが、受付日から3営業日以内を目処に回答することを業務運用上の基本ルールとしている旨の説明を受けた。

<中古車輸出の取戻し対応>

⑦ 処理状況（受付から処理済までの日数、その他）

<手続>

- 平成23年1月から12月の返還申請者らの申請が中古車輸出返還業務マニュアルに定められた所定の手続に基づき処理されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成23年1月から12月の中古車輸出の再資源化預託金等の返還がシステムから出力される取戻し審査結果通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成23年1月から12月の中古車輸出の再資源化預託金等の返還が振込期日に指定口座へ振込まれていることを確かめる。
- 平成23年1月から12月の振込不能な場合に再振込の処理が行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 担当者へのヒアリングの結果、返還申請者からの申請は、中古車輸出返還業務マニュアルに基づき、以下の書類の整備を確認したうえで処理していること、及び当該書類を輸出返還事務センターに備え付けているとの説明を受けた。

- ① 返還申請書
- ② 輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し
- ③ 輸出許可通知書の写し

④ 船荷証券の写し

- 返還申請者からの申請について、「再資源化預託金等の取戻し申請書」から4件のサンプル（平成23年1月14日、平成23年4月27日、平成23年7月26日、平成23年10月12日）を抽出し調査した結果、①返還申請書、②輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し、③輸出許可通知書の写し、④船荷証券の写しが整備されたうえで申請及び処理されていた。
- 中古車輸出の再資源化預託金等の返還について、「取戻し審査結果通知書」から4件のサンプル（平成23年4月20日、平成23年6月20日、平成23年8月19日、平成23年11月18日）を抽出し調査した結果、それぞれについて「振込明細データ」又は「振替払出明細票」を閲覧した結果、「取戻し審査結果通知書」に基づいて資金管理センターから支出されており、またその支出が所定の振込期日に指定口座に対して行われていた。
- 振込不能な場合の再振込の処理について、「輸出返還NG再送金依頼（業務⇒経理）郵便局振替エラー・銀行振込エラー」から振込不能となった取引4件のサンプル（振込依頼日；平成23年1月28日、平成23年4月6日、平成23年7月1日、平成23年10月7日）を抽出し、振込・送金（組戻・変更）依頼書を閲覧した結果、再振込の手続が行われていた。

⑧ 必要書類の取り付け状況（適正処理）

<手 続>

- 平成23年1月から12月の中古車輸出に係る事務手続が行われているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。
- 平成23年1月から12月の委託業務の管理状況について、輸出返還事務センターを所掌する管理者に質問し業務管理マニュアルに沿って委託先の管理を行っていることを関連書類（輸出返還月次報告及び輸出返還事務センターの業務確認報告）の閲覧により確かめる。
- 平成23年1月から12月の委託先からの月次報告書を査閲する。
- 現地での業務確認が業務管理マニュアルに沿って行われているかを平成23年1月から12月の報告書の査閲により確かめる。

- 上記の実施結果を管理者が確認していることを確かめる。
- 平成23年1月から12月の委託先からの費用請求について管理者の承認状況を確認する。

<調査結果>

- 中古車輸出に係る事務手続について、担当者への質問の結果、輸出返還事務センター業務に係る受託者である日本アイ・ビー・エムと電話会議にて月次報告会を実施していること、また、日本アイ・ビー・エムからの「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を利用して管理・監督しているとの説明を受けたうえで、4件のサンプル（2月、5月、8月、11月分）について「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を閲覧した結果、資金管理センターによる管理・監督がなされていた。
- 委託業務の管理状況について、担当者への質問の結果、業務管理マニュアルに沿って委託先を管理しているとの説明を受けた。また、4件のサンプル（2月、5月、8月、11月）について関連書類の閲覧をした結果、「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」、「提供サービス量に関する報告書」及び「サービス確認書」により委託先の管理がなされていた。
- 平成23年1月から12月の「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を閲覧した結果、問題は記載されていなかった。
- 現地での業務確認について、3件のサンプル（1月、7月、10月）について報告書の閲覧をした結果、「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」及び「出張報告」により現地での業務確認が行われていた。
- 上記の実施結果について、4件のサンプル（2月、5月、8月、11月）について「サービス確認書」を閲覧した結果、返還申請対応件数が「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」と整合しており、係長の承認がなされていた。
- 委託先からの費用請求について、4件のサンプル（2月、5月、8月、11月）について受託者からの請求書を閲覧した結果、係長の承認がなされていた。

<情報システム関連>

⑨ 情報システム改善費用

<手続>

- 情報システムの改善費用（性能対策及びメンテナンス対応策）が法人内において所定の承認を得て支出されていることを確かめる。
- 情報システムの改善費用のうち資金管理センター負担費用が所定の按分率に基づいたものであることを確かめる。

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の期間で、情報システムの改善費用（性能対策及びメンテナンス対応策）に係わる経済産業大臣及び環境大臣による特定再資源化預託金等の出えん等の承認は、稟議書No.FM-D-11-009（平成23年6月3日決裁、承認金額464,342,071円）と、稟議書No.FM-D-11-041（平成23年12月2日決裁、承認金額547,894,833円）の2回であった。
- 稟議書No.FM-D-11-009（平成23年6月3日決裁）に関しては、稟議書No.FM-D-11-010（平成23年6月8日決裁）に従い資金管理センターへ224,231,000円、再資源化支援部へ97,496,071円、情報管理部へ142,615,000円それぞれ支出されていた。
- 稟議書No.FM-D-11-041（平成23年12月2日決裁）に関しては、稟議書No.FM-D-11-042（平成23年12月6日決裁）に従い資金管理センターへ334,895,773円、情報管理部へ212,999,060円それぞれ支出されていた。
- 稟議書No.FM-D-11-010（平成23年6月8日決裁）で資金管理センターに支出された224,231,000円は、JARC資金管理センター事務局「法人間調整会議議事録」（平成22年11月2日）の「議題1. 2011年度システム関連按分率（システム部）」の結論に従い2011年度の按分率により計算されていた。
- 稟議書No.FM-D-11-042（平成23年12月6日決裁）で資金管理センターに支出された334,895,773円は、JARC資金管理センター事務局「法人間調整会議議事録」（平成22年11月2日）の「議題1. 2011年度システム関連按分率（システム部）」の結論に従い2011年度の按分率により計算されていた。

<東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用>

⑩ 東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用

<手 続>

- 平成23年5月から12月の番号不明被災自動車に係る事務手続がマニュアルどおり行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 平成23年11月に初めて自治体から東日本大震災に伴い発生した番号不明被災自動車数の届出があった。
- 平成23年11月度東日本大震災に伴い発生した番号不明被災自動車に関する資金管理料金会計から預託金会計への補填について調査した結果、稟議書No.FM-A-11-036（平成23年12月7日理事長決裁）、「（2011年11月分）東日本大震災に係る番号不明被災自動車の再資源化預託金等の補填申請」が作成されていた。その中から自治体からの番号不明被災自動車数の届出について1件サンプルして調査した結果、申請書（宮城県仙台市役所（2011年11月29日））に基づいて手続が行われていた。
- 平成23年12月度東日本大震災に伴い発生した番号不明被災自動車に関する資金管理料金会計から預託金会計への補填について調査した結果、決裁書No.FM-A-11-038（平成24年1月11日理事長決裁）、「（2011年12月分）東日本大震災に係る番号不明被災自動車の再資源化預託金等の補填申請」が作成されていた。その中から車台番号設定完了について1件サンプルして調査した結果、車台番号設定完了通知書（陸前高田市役所（2012年3月14日））に基づいて手続が行われていた。

(3) 資金運用の調査

<再資源化預託金等の運用関連>

① 運用の基本方針の遵守

<手続>

- 「再資源化預託金等の運用の基本方針」を査閲のうえ、平成23年1月から12月のリスク管理月次報告書が管理者へ報告され承認されていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 再資源化預託金等の運用の基本方針を査閲したうえで、「再資源化預託金等の運用に関するリスク管理（報告）」の平成23年1月から12月までの12件をサンプルとして抽出して調査した結果、いずれも資金管理センター業務担当理事までの承認を受けていた。

② 運用計画の遵守

<手続>

- 平成23年1月から12月において、資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおり行われていることを確かめる。
- 平成23年1月から12月の運用実績を査閲し、再資源化預託金等運用計画会議で承認された運用計画（運用期間、運用可能額、債券等取得計画）への遵守状況を確認する。
- 平成23年1月から12月において、再資源化預託金等運用計画会議が定期的（月2回）に開催され、運用期間、運用可能額、債券等取得計画、債券購入実績が再資源化預託金等運用計画会議で承認又は報告されていることを確かめる。

<調査結果>

- 資金繰り・運用可能額算出について、「再資源化預託金等運用計画会議」の平成23年1月17日、平成23年2月24日、平成23年3月10日、平成23年4月13日、平成23年5月31日、平成23年6月21日、平成23年7月22日、平成23年8月10日、平成23年9月16日、平成23年10月25日、平成23年11月14日、平成23年12月19日開催分の添付資料である運用

可能額見込みの表をサンプルとして調査した結果、経理係作成の口座残高管理表及び資産管理サービス信託銀行から送付される資産管理サービス信託銀行資金繰表に基づき手続が行われ作成されていた。

- 平成23年1月から12月の運用実績について、再資源化預託金等運用計画会議の資料により債券取引明細表に記載された金額を閲覧した結果、運用実績が再資源化預託金等運用計画会議で承認された運用計画の運用可能額の範囲内であった。
- 平成23年1月から12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲した結果、再資源化預託金等運用計画会議が定期的（月2回）に開催されていた。
- 平成23年1月から12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲した結果、運用期間、運用可能額、債券等取得計画及び債券購入実績が再資源化預託金等運用計画会議で承認又は報告されていた。

③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの調査

<手続>

- 資金運用マニュアルを査閲する。
- 平成23年1月から12月の金融機関への発注業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（運用の実行））に従って行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 資金運用マニュアルを査閲したうえで、「最良執行検証」に基づき、平成23年1月から12月までの期間における運用実績から任意で12件のサンプルを抽出し調査した結果、引合確認書と突合せをし金融機関への発注業務が行われていた。

④ 日常の事務処理

<手続>

- 平成23年1月から12月の運用の実行が、業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（運用の実行））に規定される承認のもと、事務処理が行われているかを確かめる。

- 平成23年1月から12月のバックオフィス業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（バックオフィス業務））に定める所定の手続に従い実施されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 証券会社からの約定確認書と約定プロッターとの照合
 - ・ 債券取引明細表の内容チェックと管理者の承認
 - ・ 運用指図書の特CSBへのFAXとファイルの保管状況
 - ・ TCSBからの追加信託金受領書の入手
 - ・ 約定システムから出力した「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）」の照合と管理者による承認
- 平成23年1月から12月のリスク管理者によるリスク管理が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（リスク管理））に定める所定の手続により実施されていることを確かめる。
 - ・ 「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認
 - ・ 証券会社の定期的な評価の実施

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の運用の実行について調査した結果、運用係が作成した約定プロッター、証券会社からの約定確認書及び約定システムからの出力証憑である債券取引明細書及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに保管されており、債券取引明細書及び運用指図書について部長による承認が行われていた。
- 平成23年1月から12月までの期間における運用実績から12件のサンプルを抽出し調査した結果、証券会社からの約定確認書及び約定プロッターの照合、債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認状況の確認、TCSBへ送付された運用指図書のFAXとファイルの保管状況を査閲することにより、バックオフィス業務が所定の手続に従い実施されていた。
- 月次でTCSBから追加信託金受領書を手し、管理者の押印がなされて保管されていることを確かめた。
- 平成23年1月から12月までの期間から12件のサンプルを抽出し調査した結果、「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）」を査閲し、両者の照合及び管理者による承認が行われていた。

また、運用対象資産の取得時には、最良執行検証を行い日次で検証していた。

- 週次でのリスク管理報告について、平成23年1月から12月の週次報告書のうち12件のサンプルを抽出し、査閲した結果、週次での約定実績に基づいて、最良執行検証結果、運用対象資産検証結果、格付条件の変更の有無、関連法令の順守状況、事務処理ミス報告、システム障害の有無等について週次でリスク管理及び報告を実施していた。

また、月次でのリスク管理報告について、平成23年1月から12月の月次報告書を12件査閲した結果、運用対象資産の取得時の検証結果、運用対象資産の格付変動の検証結果、事務処理ミスの検証結果、関連法令等の遵守状況の検証結果、電算システム障害等のモニターフォローの検証結果、ラダー型運用の検証結果、種別構成比率の検証結果、1発行体当たりの資産保有総額の検証結果、証券会社別発注比率の検証結果、その他の事項について資金管理センター部長への報告及び理事の承認がなされマニュアルに定める所定の手続に従い実施されていた。

- 証券会社の評価については、平成23年5月13日及び平成23年11月10日に「証券会社再評価会議」の議事録を査閲した結果、評価及び入替の必要性を検討していた。

(4) 資金管理法人（資金管理センター）の一般管理に係る調査

< 調達規則の遵守状況 >

① 調達規則の遵守状況の調査

< 手 続 >

- 平成23年1月から12月の総勘定元帳から支出項目について、一定金額以上の新規支出のサンプルを抽出し、調達規則に従って契約が締結されていることを確かめる。

< 調査結果 >

- 平成23年1月から12月の資金管理料金特別会計の総勘定元帳から新規支出をサンプル抽出し調査した結果、調達規則に則して契約手続がなされていた。
- 原則として契約書の作成が必要とされる20万円以上の支出についてサンプル抽出した。また、サンプル抽出の方針としては各月1件としたが、4・10・11月は20万円以上の新規支出取引がなかったため、当該3件分は他の月でより多くのサンプルを抽出した。

<情報公開規程>

② 情報公開規程の遵守状況の調査

<手続>

- 平成23年1月から12月の情報公開（理事の決裁を得て官公庁等へ公開した情報）が情報公開規程及び情報公開請求取扱マニュアルに従って行われたことをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ホームページを平成23年12月13日に閲覧した結果、ホームページにて情報公開されていた。
- 資金管理センター保管分「情報の公開請求に係る承認の伺い書」のサンプル12件について調査した結果、情報公開規程及び情報公開請求取扱マニュアルに従って手続がなされていた。

<稟議決裁規則の遵守状況>

③ 稟議決裁規則の遵守状況の調査

<手続>

- 稟議書を査閲する。
- 平成23年1月から12月の稟議書が稟議決裁規則に従って作成・決裁されていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 稟議書ファイルに綴られている稟議書起案番号表及び稟議書を閲覧したうえで、平成23年1月から12月の稟議書からサンプルを12件抽出して、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されているか調査した結果、稟議決裁規則第2条第1項「稟議は原則として事前に定められた稟議書用紙で行う。」に反し、事後決裁となっているものが3件発見された。

- 1件については、稟議書の起案日が平成23年4月8日、決裁日が平成23年4月11日に対し、契約日が平成23年4月4日となっていた。事後決裁となった理由は、業務開始日の直前まで契約書の内容について相手先に問い合わせしており、業務開始日の平成23年4月4日までに正式な契約書を入手することができなかったため、と担当者より説明を受けた。また、当該契約は、平成22年7月1日に別途締結した契約の相手先に合わせて委託することが貴法人の意思として決まっており、当稟議は調達先の選定ではなく契約締結についての稟議である、と担当者より説明を受けた。
- 他の2件については、稟議書の起案日が平成23年7月19日、決裁日が平成23年7月25日、に対し、契約日が平成23年7月19日となっていた。当該契約は、調達先の選定についての決裁を平成23年6月27日に受けており、当稟議は調達先の選定ではなく契約締結についての稟議であると担当者より説明を受けた。

<100条帳簿>

④ 100条帳簿の作成保管の遵守状況の調査

<手続>

- 自り法第100条の規定に基づき、平成22年度帳簿が作成され、稟議書による決裁後、帳簿に資金管理センター公印を取得したうえ、正本が保管されているか確かめる。

<調査結果>

- 【自動車リサイクル法第百条帳簿】のファイル内に綴られた「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）」及び稟議書を閲覧し、平成22年度帳簿が作成され、稟議書による決裁後、帳簿に資金管理センター公印を取得したうえで、正本が保管されていることを確かめた。
- 自動車リサイクル法第100条及び同施行規則第120条に定められた下記の項目について記載がされていること、及び当該項目の金額が収支計算書と一致していることを確かめた。
 - ① 法第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金の額の総額

- ② 法第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金の額の総額
- ③ 法第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による請求に基づき自動車製造業者等又は指定再資源化機関に払い渡した再資源化等預託金の額の総額
- ④ 法第七十六条第六項の規定による請求に基づき情報管理センターに払い渡した情報管理預託金の額の総額
- ⑤ 法第七十八条第一項の規定により自動車の所有者に払い渡した再資源化預託金等の額の総額
- ⑥ 再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額

(5) 再資源化支援部の調査

<法第106条3号業務（入金）>

- ① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）《隔年実施：当期調査対象》

<手続>

- 平成23年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 再資源化支援部から資金管理センターへ出えん金の送金の依頼をしていることを押印台帳（『書類名：「出えん金の振込先口座について」』申請日付23・6・6 相手先JARC資金管理センター）と「出えん金の振込先口座について」（平成23年6月6日 再資源第11-01）を照合して確認した。また、資金管理センターから再資源化支援部へ特定再資源化預託金等の出えん金を送金することについて「出えん通知書（平成23年6月6日 JARC資金第11-02号）」で確認し、又入出金明細を確認して、出えん金の97,496,071円が6月10日に再資源化支援部の口座に入金されていることを確認した。
- 再資源化支援部から資金管理センターへ出えん金の送金の依頼については、従来、稟議書を作成し、振込口座の指定を資金管理センターに行っていたが、当年度より業務の効率化及び再資源化支援部決裁規則により書類の発行（発信者：部長、支援部）は部長決

裁のもと支援部所定の様式によれるとなっているため、「押印申請台帳」への記載により代替することとしたと担当者より説明を受けた。

< 法第106条 2号業務（入金） >

② 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

< 手 続 >

- 番号不明被災自動車の再資源化等預託金が再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめる。
- 平成23年5月から12月の指定再資源化機関が行う番号不明被災自動車の再資源化等処理費用の金額（ASR／エアバッグ・フロン類）を確かめる。
- 平成23年5月から12月の番号不明被災自動車に係る再資源化等処理の収支赤字に対する特定再資源化預託金等の出えん金が入金されていることを確かめる。

< 調査結果 >

- 番号不明被災自動車の再資源化等預託金が再資源化支援部の再資源1号口の口座への入金について調査した結果、通帳の入金額と平成23年12月の再資源化等預託金の払渡金額通知書が一致していた。
- 平成23年5月から12月の指定再資源化機関が行う番号不明被災自動車の再資源化等処理費用について調査した結果、リサイクルシステムより出力資料と決裁書（件名：再資源化等費用の支払いの件（2011年12月度）平成23年12月29日 部長決済）と請求書の金額が一致していた。
- 再資源化支援部の口座を確認した結果、番号不明被災自動車に係る再資源化等処理の収支赤字に対する特定再資源化預託金等の出えん金は、平成23年5月から12月には発生していなかった。

< 法第106条 3号業務（出えん業務及び支払） >

③ 出えん業務及び計上・支払状況

< 手 続 >

- 平成23年1月から12月の離島対策支援の出えんに係る離島市町村との業務が業務マニュアルに沿って行われていること並びに出えん業務運営費が管理者の承認を経て支払われていることをサンプルについて確かめる。
- 離島対策支援業務の出えん金が業務マニュアルに定められた手続により当該対象市町村へ支払われていることをサンプルについて確かめる。

< 調査結果 >

- 離島対策支援事業について12件のサンプルを抽出し、離島対策支援事業協力要請書（申請）、離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書（申請分）、離島対策支援事業協力要請書（変更申請）、離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書（変更申請分）、離島対策支援事業協力資金出えん申請書、離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書（控）及び振込明細を入手して調査した結果、すべてのサンプルについて離島対策支援事業の出えん金が、業務マニュアルに定められた手続により離島市町村へ支払われていた。

但し、平成23年5月18日付けで市町村に対して「離島対策支援事業 事業計画の変更について」をメールで通知し、その後は「変更申請書」の提出手続は廃止されていた。

当該運用ルールを盛り込んだ「離島対策支援事業要綱」の改訂は平成24年1月1日付けで行われており、これらの「離島対策支援事業要綱」に沿って業務マニュアルの改訂も現在行われていると担当者より説明を受けた。

- 出えん業務運営費（調査費）のうち、出張旅費について7件のサンプルを抽出し、国内出張伺い（命令）書・仮払請求書及び出張旅費報告書を査閲した結果、出張旅費の支払が所定の承認権者の承認を得て行われていた。

(6) 情報管理部の調査

① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

<手 続>

- 平成23年1月から12月の情報システムの改善に係る特定再資源化預託金等の出えん金が情報管理部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の期間で、情報システムの改善費用（性能対策及びメンテナンス対応策）に係わる経済産業大臣及び環境大臣による特定再資源化預託金等の出えん等の承認は、稟議書No.FM-D-11-009（平成23年6月3日決裁）と、稟議書No.FM-D-11-041（平成23年12月2日決裁）の2回であった。
- 稟議書No.FM-D-11-009（平成23年6月3日決裁）に関しては、稟議書No.FM-D-11-010（平成23年6月8日決裁）に従い平成23年6月10日付けで情報管理部の三井住友銀行情報管理口座に142,615,000円が入金されていることを通帳で確かめた。
- 稟議書No.FM-D-11-041（平成23年12月2日決裁）に関しては、稟議書No.FM-D-11-042（平成23年12月6日決裁）に従い平成23年12月9日付けで情報管理部の三井住友銀行情報管理口座に212,999,060円が入金されていることを通帳で確かめた。

② 情報システム改善費用

<手 続>

- 情報システムの改善に係る費用（性能対策及びメンテナンス対応策）が法人内において所定の承認を得て支出されていることを確かめる。
- 情報システムの改善に係る費用のうち情報管理部が負担する費用が所定の按分率に基づいたものであることを確かめる。

<調査結果>

- 平成23年1月から12月の期間において、平成23年6月10日付け142,615,000円と、平成23年12月9日付け212,999,060円の計355,614,060円が、稟議書決裁を経て資金管理センターから情報管理部に入金されていた（(2)支払 ⑨情報システム改善費用 参照）。

- 平成23年1月から12月の期間において、上記の355,614,060円からデータセンター刷新に伴う業務系AP移行準備支援費用（2011年度上期分）81,200,703円、データセンター刷新費用（2011年度上期分）51,452,267円の計132,652,970円が所定の承認を経て支払われていることを、請求書、システム関連請求／支払明細、入金依頼書A及び通帳で確かめた。残りの金額は、平成24年4月に支払予定であると担当者より説明を受けた。
- 情報システムの改善に係る費用のうち情報管理部が負担する費用は、JARC資金管理センター事務局「法人間調整会議議事録」（平成22年11月2日）の「議題1. 2011年度システム関連按分率（システム部）」の結論に従い2011年度の按分率により計算されていることを確かめた（(2)支払 ⑨情報システム改善費用 参照）。

以 上